

令和8年第1回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

2月定例会会議録

令和8年2月27日 開会

同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和8年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（2月定例会）会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会（午後3時）	3
広域連合長の開会のあいさつ	3
議事日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸般の報告	4
日程第4 議案第1号 令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件	4
議案第2号 令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件	5
日程第5 議案第3号 令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件	7
議案第4号 令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件	8
議案第5号 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件	10
日程第6 議案第6号 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件	15
議案第7号 大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件	15
日程第7 議案第8号 大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の件	16
日程第8 一般質問	16
広域連合長の閉会のあいさつ	21
閉会宣告（午後4時05分）	22
会議録署名	23

令和8年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（2月定例会）会議録

令和8年2月27日（金曜日） 午後3時開議

○出席議員

1 番 竹下 隆	2 番 宮脇 希
3 番 佐々木 哲夫	4 番 福田 武洋
5 番 加藤 慎平	6 番 上田 勝人
7 番 神原 宏一郎	8 番 藤田 貴支
9 番 光好 博幸	10 番 高島 賢
11 番 吉田 裕彦	12 番 松村 紘子
13 番 中原 健氏	15 番 遠藤 智子
16 番 烏野 隆生	17 番 竹田 光良
18 番 岩室 敏和	19 番 大久保 たかゆき
20 番 前川 和也	

○欠席議員

14 番 稲森 洋樹

○説明のため出席した者

広域連合長	野田 義和
副広域連合長	永藤 英機
副広域連合長	濱田 剛史
副広域連合長	藤原 敏司
副広域連合長	古川 照人
事務局 長	村上 光司
事務局次長兼 総務企画課長	吉澤 清文
資格管理課長	竹井 芳紀
給付課長	吉本 慎吾

○職務のため出席した者

書 記	田島 香織
-----	-------

書 記 天川 卓

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第1号）の件
- 議案第2号 令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計補正予算（第2号）の件
- 日程第5 議案第3号 令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
の件
- 議案第4号 令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計予算の件
- 議案第5号 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例の件
- 日程第6 議案第6号 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例の件
- 議案第7号 大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採
用等に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第7 議案第8号 大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改
正する条例の件
- 日程第8 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後3時00分 開議

○竹下議長 ただいまより令和8年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を開会いたします。

開会に際し、広域連合長よりご挨拶があります。

野田広域連合長。

[広域連合長 野田義和君 登壇]

○野田広域連合長 連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。

議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府の後期高齢者医療制度の被保険者数は、制度開始時の平成20年4月では約72万人でありましたが、昨年12月末で135万人を超えており、約1.87倍となっております。団塊の世代の方の大量加入によるこれまでの大きな伸びから収まってきておりますが、引き続き増加が続く見込みでございます。

高齢化の進行に対応して、国においては様々な制度改正が検討されてきました。次年度に向けて一定の結論は出されたところであり、令和8年度からの保険料にも反映されております。今後も引き続き制度改正の議論は行われることとなりますが、私ども広域連合といたしましては、国の動向を注視しながら、関係市町村並びに他の広域連合等と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

本日の定例会におきましては、令和7年度の補正予算、令和8年度の予算及び各種の条例改正につきましてご審議をお願いすることにいたしております。議案の内容につきましては後ほどご説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくご報告申し上げます。

○竹下議長 ありがとうございました。

続いて、本日の出席状況を確認いたします。本日の出席議員は18名で、議員定数20名の半数以上の定足数に達しております。

なお、14番、稲森洋樹議員からは、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。また、2番、宮脇希議員におかれましては、会議に遅参される報告がありましたので、ご報告申し上げます。

これより会議を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番、松村紘子議員、13番、中原健氏議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日、2月27日の1日といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹下議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日、2月27日の1日と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に配付しております現金出納検査結果報告書のとおり、令和7年10月分から12月分までの例月現金出納検査が実施されました。監査委員から議長宛てに報告がありましたので、ご報告申し上げます。

日程第4、議案第1号「令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件」及び議案第2号「令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件」、以上2件を一括して議題といたします。

提案者の理由を求めます。

村上事務局長。

〔事務局長 村上光司君 登壇〕

○村上事務局長 議案第1号、第2号につきまして、一括してご説明いたします。

まず、議案第1号「令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第1号」と表記しております令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）予算書・説明書の3ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ141万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,580万8,000円と定めるものでございます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきまして、後ほどご説明いたしますが、後期高齢者医療制度周知リーフレット印刷業務に係る限度額を増額するものでございます。

先に歳出のほうから説明させていただきますので、16ページ、17ページをご覧ください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、1目償還金を141万4,000円増額しております

す。これは、令和6年度に受入れ超過となった国庫補助金を返還するものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、14ページ、15ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金を3,864万1,000円減額し、4款1項1目繰越金を4,005万5,000円増額しております。これは、11月議会で認定いただきました令和6年度決算による繰越金4,005万5,000円から、先ほど歳出で説明いたしました国庫への返還金141万4,000円を差し引いた額3,864万1,000円を市町村負担金より減額するものでございます。

次に、18ページ、19ページの債務負担行為に関する調書をご覧ください。

後期高齢者医療制度周知リーフレット印刷業務につきまして、事業スケジュール上、令和7年度中に契約を行う必要がありますため、限度額を増額させるものでございます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号「令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第2号」と表記しております令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）予算書・説明書の3ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ249億372万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1兆4,657億6,488万円と定めるものでございます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきまして、後ほどご説明いたしますが療養費審査補助業務に係る限度額を増額するものでございます。

先に歳出から説明させていただきますので、16ページ、17ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を3億3,386万2,000円増額しております。これは、国からの通知に基づき、資格確認書の暫定運用が延長されたことに伴う市町村のかかり増し経費を財政支援するための経費を新たに計上するものでございます。

次に、3款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金を2億1,941万6,000円増額しております。これは、国保中央会が実施しております特別高額医療費共同事業への当広域連合からの拠出金が当初の見込みより増加したことによるものでございます。

次に、6款1項基金積立金、1目医療給付費準備基金積立金を91億8,540万8,000円増額しております。これは、医療給付費の予想外の増加や次期以降の保険料増加抑制の財源として充てるため、令和6年度決算認定による剰余金の一部及び医療給付費準備基金の運用益を同

基金に積み立てるものでございます。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、1目償還金を151億6,503万6,000円増額しております。これは、令和6年度に受入れ超過となりました市町村、国及び府の医療給付費負担金並びに国庫補助金の各返還によるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、14ページ、15ページにお戻りください。

1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目事務費負担金を10億2,939万8,000円減額しております。これは、11月議会で認定をいただきました令和6年度決算による繰越金の増額に伴いまして、市町村の事業費に係る負担金の一部不用となることによる減でございます。

次に、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金を3億3,386万2,000円増額しております。これは、歳出で説明いたしましたとおり、資格確認書の暫定運用が延長されたことに伴う市町村のかかり増し経費の全額について、国の特別調整交付金の補助対象経費となることによるものでございます。

次に、5款1項1目特別高額医療費共同事業交付金を2億1,941万6,000円増額しております。これは、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業から当広域連合への交付金が当初の予定額以上に交付される見込みとなったことによるものでございます。

次に、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金を1億1,628万3,000円増額しております。これは、今年度、医療給付費準備基金の積極的な資金運用に努めた結果、利子収入が増加したことによるものでございます。

次に、9款1項1目繰越金を252億6,355万9,000円増額しております。これは、令和6年度決算認定により前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、18ページ、19ページの債務負担行為に関する調書をご覧ください。

療養費審査補助業務につきまして、事業スケジュール上、令和7年度中に契約を行う必要があることから、限度額を増額させるものでございます。

議案第2号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○竹下議長 議案第1号、議案第2号について、質疑及び討論の通告はございません。

これより、議案第1号、議案第2号の2件を一括して採決いたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹下議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号は原案のとおり可決

されました。

日程第5、議案第3号「令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件」、議案第4号「令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」及び議案第5号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件」、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上事務局長。

〔事務局長 村上光司君 登壇〕

○村上事務局長 それでは、議案第3号、第4号及び第5号につきまして、一括してご説明いたします。

まず、議案第3号「令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件」についてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第3号」と表記しております令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2億9,950万2,000円と定め、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第3条におきまして、一時借入金の限度額を6,000万円と定めております。

次に、2ページ、3ページをご覧ください。

こちらでは、歳入歳出予算の款項別金額及び合計額をお示しいたしております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらでは、債務負担行為の事項をお示しいたしております。

それでは、詳細につきまして、別冊となります令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算に関する説明書によりご説明いたします。

まず、説明書の1ページに歳入の総括、2ページ及び3ページに歳出の総括を記載しております。

一般会計歳入歳出予算の総額は2億9,950万2,000円で、前年度と比較して1,510万8,000円の増となっております。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金につきましては、令和8年度に実

施いたしますOAサーバ機器更改対応などの単年度経費を計上したことで、前年度と比較して増となっております。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

歳出の主な内訳でございます。

6ページ中段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、標準システムのクラウド化完了に伴い、令和7年度に事務所を一部解約したことで、賃借料や原状回復の費用が減したことなどにより、前年度と比較して減となっております。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

2目電子計算費につきましては、先に歳入でご説明したとおり、令和8年度に実施いたしますOAサーバ機器更改対応の単年度経費等の増により、前年度と比較して増となっております。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

こちらには、特別職及び一般職の給与費明細書をお示しいたしております。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

こちらには、債務負担行為に関する調書として、年度をまたいで業務を行う必要のある事項をお示ししております。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号「令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

特別会計につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定によりまして、後期高齢者医療に関する収入及び支出について特別会計を設けることが義務づけられているものでございます。

それでは、資料につきましては、左上に「議案第4号」と表記しております令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1兆4,719億6,852万9,000円と定め、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第3条におきまして、一時借入金の限度額を700億円と定め、第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

次に、2ページ、3ページをご覧ください。

こちらでは、歳入歳出予算の款項別金額及び合計額をお示しいたしております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらでは、債務負担行為の事項をお示しいたしております。

それでは、詳細につきまして、別冊の令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書により説明いたします。

まず、説明書の1ページに歳入の総括を、2ページ、3ページに歳出の総括を記載しております。

歳入歳出予算額の総額は1兆4,719億6,852万9,000円で、前年度と比較して328億6,280万6,000円の増となっております。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございます。

1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目事務費負担金につきましては、市町村に広域連合の事務的経費を負担いただくものでございますが、銀行振込手数料の見込件数の減などにより、前年度と比較しまして減となっております。

2目保険料等負担金は、市町村が徴収した保険料及び保険基盤安定に係る負担金でございますが、令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、これまでの医療給付費分の保険料に加え、子ども・子育て支援納付金分が新たに増となっております。また、医療給付費分の保険料につきましても、診療報酬改定等による医療給付費の増等により、前年度と比較して増となっております。

3目療養給付費負担金は、療養給付費に係る定率の市町村負担金でございますが、診療報酬改定等による医療給付費の増等に伴いまして、前年度と比較して増となっております。

また、2款国庫支出金から6ページ、7ページの3款府支出金及び4款支払基金交付金につきましても、診療報酬改定等に伴う医療給付費の増等によりまして、前年度と比較して増となっております。

5款特別高額医療費共同事業交付金は、国保中央会が実施しております特別高額医療費共同事業から当広域連合への交付金ですが、対象となる医療給付費総額が増加見込みであるため、前年度と比較して増となっております。

6款財産収入は、医療給付費準備基金の資金運用に係る利子収入でございますが、今般の銀行預金利率が増したことにより、前年度と比較して増となっております。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

8款繰入金、1項基金繰入金、1目医療給付費準備基金繰入金の80億円につきましては、令和8年度・9年度の保険料率算定に当たり、同基金から2年間で160億円を保険料軽減のための財源として投入するもののうち、令和8年度に繰入れする額でございます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

歳出の主な内訳でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、事務費の削減等により、前年度と比較して減となっております。

続きまして、14ページ、15ページをご覧ください。

上段の2目電子計算費につきましては、標準システムの改修経費の減などにより、前年度と比較して減となっております。

中段の2款保険給付費につきましては、被保険者数の増加に加えまして、診療報酬改定等の影響に伴い、前年度と比較して大きな増となっております。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

下段の4款1項支払基金拠出金、1目出産育児支援金につきましては、経過措置が終了したことに伴い、前年度と比較して増となっております。

また、3目子ども・子育て支援納付金につきましては、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、新たに計上いたしております。

続きまして、18ページ、19ページをご覧ください。

5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費につきましては、実績を踏まえた委託料の見直しにより、前年度と比較して減となっております。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

こちらには、特別職及び一般職の給与費明細書をお示しいたしております。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。

こちらには、債務負担行為に関する調書として、年度をまたいで業務を行う必要のある事項をお示ししております。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第5号」と表記しております提出議案をご覧ください。

後期高齢者医療制度における保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、2

年を通じて財政の均衡を保つよう算定することとなっております。このため、令和8年度及び令和9年度における保険料につきまして、従来の保険料を基礎賦課額と改めるなど、所要の改正を行います。

また、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に基づき、子ども・子育て支援納付金賦課額に関する条文の追加を行います。

さらに、低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準を改正し、7割軽減対象者に対するさらなる軽減措置に関する条文の追加を行うものでございます。第8条の10といたしまして、「令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、0.1151とする。」、第9条の10といたしまして、「令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、64,931円とする。」を追加し、また、第10条におきまして、基礎賦課額の賦課限度額を「85万円」に改め、第10条の5といたしまして、「令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、0.0024とする。」、第10条の6といたしまして、「令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,373円とする。」、第10条の7といたしまして、「子ども・子育て支援納付金賦課額は、21,000円を限度とする。」を追加し、第14条におきまして、後期高齢者医療制度における均等割額の軽減対象となる被保険者の所得額の基準を引き上げるよう改正いたし、併せて、附則におきまして、令和8年度及び令和9年度の7割軽減対象者に対する基礎賦課額に係る被保険者均等割額について、「100分の2を乗じて得た額を減ずることができる。」を追加するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日としております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○竹下議長 議案第4号について、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

佐々木哲夫議員。

〔3番 佐々木哲夫君 登壇〕

○佐々木議員 第10期保険料率改定と給付費の適正化についてお伺いいたします。

後期高齢者医療制度の保険料について、被保険者が主に年金生活者であることもあって、重い負担になっているというふうな声を聞いております。都道府県の広域連合ごとに保険料は異なるものと考えておりますけれども、現在の大阪府の保険料は全国で何番目に高いのか。また、令和8年度予算案において、次の第10期の保険料率も大幅な増改定となっておりますけれども、その理由はどのようなものかお伺いいたします。

○竹下議長 質疑に対し理事者の答弁を求めます。

竹井資格管理課長。

〔資格管理課長 竹井芳紀君 登壇〕

○竹井資格管理課長 お答えいたします。

まず、現在の第9期の当広域連合の保険料につきまして、他の広域連合との比較ですが、被保険者1人当たり平均保険料で比べますと、当広域連合の保険料は、東京都、神奈川県、愛知県、沖縄県に次いで、全国で5番目に高い状況となっています。

次に、当広域連合におけます次の第10期の保険料率改定につきましては、医療分について、均等割額が6万4,931円、所得割率が11.51%、令和8年度から新たに賦課される子ども・子育て支援金に係る子ども分は、均等割額が1,373円、所得割率が0.24%であり、合わせて均等割額が6万6,304円、所得割率は11.75%、1人当たり平均保険料は年額11万412円になります。現在の第9期の保険料と比べますと、均等割額が9,132円の増、所得割率は11.75%で増減ありません。また、1人当たり平均保険料は年額1万4,746円の増となります。

なお、子ども・子育て支援金制度は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されますことから、子ども分の保険料は令和9年度にも改定される予定です。

今回、保険料が大幅な増となっている主な理由といたしましては、後期高齢者が負担する割合でございます後期高齢者負担率が第9期の12.67%から13.27%へ増となっていますこと、診療報酬改定や医療の高度化等により1人当たり給付費等の大幅な増が見込まれますことなどから、医療分保険料が大きく増となっております。また、子ども・子育て支援金制度の実施により、新たに子ども分保険料を賦課することにより増となっております。

以上でございます。

○竹下議長 佐々木議員、引き続き質疑はございますか。

佐々木議員。

〔3番 佐々木哲夫君 登壇〕

○佐々木議員 ただいまご答弁いただきました。

大阪府の保険料というのは、全国で5番目だということでございます。さらに、第10期においても大幅な増改定ということですよ。

保険料の上昇する理由のうちに、後期高齢者が負担する割合の増、また、新たに賦課される子ども分の保険料については制度上やむを得ないという部分があるかと思うんですけども、給付費等の増については、広域連合での医療費の適正化の取組によって上昇を抑えるこ

とができるのではないかと考えます。そのために、例えば健康寿命を延伸する保健事業の取組というものが大事ではないかと思えます。中でも後期高齢者医療健康診査、その受診率の向上というものが、保健事業の対象者を把握する出発点となります。令和6年度の大阪府の後期高齢者医療健康診査の受診率は24.58%ということで、令和3年度以降、少しずつ上昇しているということなんですけれども、令和5年度の全国の受診率は28%ということで、依然まだ平均にも届いていないという状況があります。

広域連合では、これまでも後期高齢者医療健康診査の受診率向上のために、様々な方策で取り組まれるというふうにお伺いしました。後期高齢者はかかりつけ医を持つ方が多くて、医療機関との連携を通じた受診勧奨というのは非常に大事ではないかなというふうに考えます。私も定期的にかかりつけ医に行っておりますけれども、保険者から健診の受診勧奨の通知をもらうよりも、かかりつけ医、ふだん会っているお医者さんから、ちょっと健診を受けなあかんよと健診の受診を勧められるほうが、受診のきっかけになりやすいんじゃないかなというふうに思います。

後期高齢者医療健康診査の受診率向上のため、医療機関とどのように連携されているのかをお伺いいたします。

○竹下議長 質疑に対し理事者の答弁を求めます。

吉本給付課長。

〔給付課長 吉本慎吾君 登壇〕

○吉本給付課長 後期高齢者医療健康診査の受診率向上を目指して、医療機関とどのように連携しているのかについてお答えいたします。

健康診査は、当広域連合より医療機関及び市町村に委託をして実施しております。ご指摘いただきましたとおり、後期高齢者はかかりつけ医を持つ方が多い状況であり、医療機関の協力を得て受診勧奨を行うのが効果的であるというふうに考えまして、今年度、モデル的に健康診査の意義についての研修会を受講されました95か所の医療機関にポスター掲示とチラシを活用した受診勧奨について協力を得て実施いたしました。

また、先ほど議員からのお言葉にもありましたとおり、健康診査の受診率の向上は、保健事業の対象者を把握する上で大変重要な出発点となるものでございます。その認識の下、次年度は実施していただく医療機関へもその意義をご理解いただき、対象を拡大し、受診勧奨をより一層推し進めて参りたいというふうに考えております。

他の広域連合におきましては、医療機関からの診療情報を健康診査の結果として活用する

という取組もあるというふうに伺っております。そういった手法をはじめとした受診率向上に向けた新たな取組状況について情報の収集を行いまして、大阪府での実施について、府下の市町村へも積極的な協力依頼というものを行って、制度運営上の効果を見極めた上で、着実に取組を進めてまいります。

歯科の健康診査についても、令和6年度の受診率は13.39%と低い状況でございます。健診案内文書につきましては、令和5年度より行動経済学の手法の一つであるナッジ理論を活用いたしまして、高齢者にとって分かりやすさ、また読みやすさ、これらを心がけて作成してまいりました。令和8年度には、医科健康診査と同様、歯科医療機関の協力を得て、ポスター、チラシを活用した受診勧奨を行う予定でございます。

医科・歯科健康診査におきましても、後期高齢者の多くが利用される関係機関の協力を得て、健康診査、歯科健康診査の受診勧奨に取り組んで参ります。

以上でございます。

○竹下議長 佐々木議員、引き続き質疑はございますか。

佐々木議員。

〔3番 佐々木哲夫君 登壇〕

○佐々木議員 先ほどご答弁いただきましたけれども、やはり被保険者の保険料負担が大きくなり過ぎないように、給付費の適正化を図るためには保健事業の取組が重要であり、その対象者を把握するための出発点である健診の受診率向上は非常に重要であると考えます。

今年度はモデル的に医療機関の協力を得て健康診査の受診勧奨を行って、来年度以降は実施する医療機関を拡大するというところでございます。また、歯科健診についても、歯科医療機関の協力を得て、ポスター、チラシを活用した受診勧奨を行うというところでございます。よい取組だと思いますので、しっかり医療機関と連携して、医科、歯科ともに健診の受診率向上を図っていただきたいと思います。

この後期高齢者医療制度は国民皆保険を維持していくためにも非常に重要であります。これからもっと対象者が増えていきますし、そういう意味では、この制度が安定的に持続可能となるように、保険者である大阪府後期高齢者医療広域連合としても予防医療の観点から引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私から以上です。

○竹下議長 以上で質疑は終了しました。

通告のありました質疑は以上でございます。

これより、議案第3号、議案第4号、議案第5号の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。以上の議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹下議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件」及び議案第7号「大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件」、以上2件を一括して議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。

村上事務局長。

〔事務局長 村上光司君 登壇〕

○村上事務局長 議案第6号、第7号につきまして、一括してご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第6号」、「議案第7号」と表記しております提出議案をご覧ください。

大阪府において、令和7年10月の人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の給与に関する条例及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部が改正されたことを受けまして、当広域連合でも、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきまして、当該条例の改正に準じまして所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、資料記載のとおり、議案第6号が職員の地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の引上げと給料表の改正、議案第7号が給料表の改正となっております。

施行期日は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和7年4月1日に遡及して適用いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○竹下議長 議案第6号、議案第7号について、質疑及び討論の通告はございません。

これより、議案第6号、議案第7号の2件を一括して採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹下議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上事務局長。

〔事務局長 村上光司君 登壇〕

○村上事務局長 それでは、議案第8号につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第8号」と表記しております提出議案をご覧ください。

内容につきましては、広域連合長の事務部局の職員の定数を「42人」から「47人」に改めますほか、育児休業や介護休暇等の長期にわたり休業等を取得している職員について、その期間中は定数外とすること、また、それらの職員が職務に復帰することにより定数を超えるときは、これを定数外とするものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○竹下議長 議案第8号について、質疑及び討論の通告はございません。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹下議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、一般質問を行います。

発言通告がありますので、通告順でこれを許します。

光好博幸議員。

〔9番 光好博幸君 登壇〕

○光好議員 それでは、資格確認書の職権交付について質問させていただきます。

令和6年12月1日をもって被保険者証が廃止され、それ以降は、健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を用いて医療機関を受診することが基本となっておりますが、後期高齢者医療制度におきましては、令和8年7月まで、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員一律に資格確認書を交付していると聞いております。これは、国の方針に基づいているものと理解しておりますが、改めてこの運用の考え方について、

また、令和8年8月以降の国の方針はどのように示されているのかお伺いします。

○竹下議長 質問に対し理事者の答弁を求めます。

竹井資格管理課長。

[資格管理課長 竹井芳紀君 登壇]

○竹井資格管理課長 お答えいたします。

後期高齢者医療制度における資格確認書の職権交付についてですが、後期高齢者のマイナ保険証の利用率は相対的に低く、被保険者証の有効期限切れに伴い、資格確認書を希望する方からの申請が市町村に集中するおそれがありますことから、令和8年7月末までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員一律に資格確認書を職権交付する暫定的な運用を継続しているところでございます。

国における令和8年8月の年次更新以降の方針といたしましては、マイナ保険証への円滑な移行を推し進める観点から、現状のマイナ保険証の保有状況にかかわらず、一律に資格確認書を職権交付する暫定的な運用を見直すこととし、年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績から見てその利用が難しいと判断される場合に限り、職権交付の対象とすることが示されました。

具体的には、85歳以上の被保険者につきましては、マイナ保険証の利用率が他の年代と比較して相対的に低く、施設入所率も高い状況にあること等を踏まえ、引き続き、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、職権交付を継続します。

一方、84歳以下の被保険者につきましては、直近1年間にマイナ保険証を6回以上利用し、かつ、おおむね直近3か月以内にマイナ保険証の利用実績がある場合は、資格確認書を交付せず、資格情報通知書、いわゆる資格情報のお知らせを交付することが国の基本的な方針とされています。

なお、84歳以下の被保険者につきましては、各広域連合において、地域の事情等を十分に考慮の上、例外的な対応といたしまして、マイナ保険証を保有していない者、その他広域連合が必要と認めた者につきましては、本人の申請によらず、広域連合が資格確認書を交付することを差し支えないものとされております。

以上でございます。

○竹下議長 光好議員、引き続き質問はございますか。

光好議員。

[9番 光好博幸君 登壇]

○光好議員 ご答弁ありがとうございました。

では、2回目の質問に移らせていただきます。

国の方針といたしましては、年齢や利用実績に応じて、資格確認書を職権交付する対象を見直すとのことであります。マイナ保険証が基本であるという世の中が変わっておりますので、方向性としては理解できないでもありませんが、今回、国から示された方針は、被保険者本人にとって分かりにくく、例えば夫婦2人世帯などの場合、交付される方と交付されない方が出るなど、問合せが増加するのではないかと思います。大阪府の広域連合としての対応はどのように考えているのかお伺いします。

○竹下議長 質問に対し理事者の答弁を求めます。

竹井資格管理課長。

[資格管理課長 竹井芳紀君 登壇]

○竹井資格管理課長 お答えいたします。

当広域連合の現状といたしまして、令和7年9月時点のマイナ保険証の利用率は33.55%で全国42位、登録率は69.79%で全国37位と低い状況でございます。

このような状況で、資格確認書の職権交付を取りやめると、被保険者やその家族が混乱し、受診控えや受診の遅れが発生するなどのリスクが考えられます。また、年齢や利用実績に基づき交付対象が変わることで事務が複雑化するとともに、市町村窓口においても、資格確認書の交付を求める被保険者やその家族の問合せ等の対応で混乱が予想されます。

したがって、当広域連合といたしましては、被保険者や市町村窓口の混乱を避けるため、令和8年8月の年次更新以降の取扱いにつきまして、少なくともあと1年の間は資格確認書を全ての被保険者に職権交付する方向で検討しております。

また、資格確認書の一律交付を継続していく中で、あらゆる機会を捉えまして被保険者へマイナ保険証のメリットを周知・広報するなど利用率の向上に取り組みますとともに、資格確認書を必要とする方が交付申請できるよう、申請の勧奨を行うなど、被保険者やその家族が混乱しないよう、円滑なマイナ保険証への移行に取り組んでまいります。

以上でございます。

○竹下議長 光好議員、引き続き質問はございますか。

光好議員。

[9番 光好博幸君 登壇]

○光好議員 ご答弁ありがとうございました。

これよりは意見として述べさせていただきます。

まず、大阪府の広域連合におきましては、マイナ保険証の利用率、登録率ともに低いため、令和8年8月の年次更新以降の取扱いについて、少なくともあと1年の間は資格確認書を全ての被保険者に職権交付する方向とのことであります。

資格確認書を皆さんが持っていれば、医療機関の受診はこれまでどおりスムーズになると考えられ、また、被保険者や市町村窓口の混乱を避けるという観点からも、大阪広域の方針は理解できます。

一方で、後期高齢者を含めた皆さんのマイナ保険証の登録、利用がもっと進めば、混乱が少なくスムーズに移行できるものと考えられますので、マイナ保険証の利用促進について、広域連合としてもできる限りしっかりと取り組んでいただきたいということをお伝えして、私の質問を終わらせていただきます。

○竹下議長 光好議員の一般質問は終わりました。

次に、松村紘子議員。

〔12番 松村紘子君 登壇〕

○松村議員 松村紘子でございます。

資格確認書の交付について、私からも質問をいたします。

先ほどの質問に対するご答弁では、大阪府の広域連合としては、現状としてマイナ保険証の登録率、利用率とも全国と比べて低く、このような状況で資格確認書の職権交付をやめると、市町村の窓口において、被保険者やその家族からの問合せにより混乱が生じること、また、交付に関する事務が複雑になることから、職権配布を令和8年8月から1年間継続して行うということが分かりました。

国は、マイナンバーカードを保険証や運転免許証と紐づけるなど、利便性の向上をうたっていますが、一方でマイナンバーカードは個人情報の塊でもあります。実際、高齢介護施設等で暮らしている被保険者にとっては、医療機関の受診に必要な等の理由から、マイナンバーカードをマイナ保険証として施設へ預けようとする、個人情報漏えいのリスクや暗証番号管理の負担などから管理困難であるとお断りをされ、結局、資格確認書を預けるといったケースが生じており、実際の利用に当たって、高齢者の方々に大変不便をおかけするものでもあります。

大阪府の広域連合として、令和8年8月以降も1年間はひとまず資格確認書を全ての被保険者にお届けするとのことでしたが、令和9年7月末、それ以降について現時点のお考えは

あるのでしょうか、お聞かせください。

○竹下議長 質問に対し理事者の答弁を求めます。

竹井資格管理課長。

〔資格管理課長 竹井芳紀君 登壇〕

○竹井資格管理課長 お答えいたします。

資格確認書の職権交付に係る国の令和8年8月以降の方針につきましては、85歳以上の方は資格確認書の職権交付を継続する一方で、一定のマイナ保険証の利用実績がある84歳以下の方には資格確認書を交付せず、資格情報のお知らせをお送りするというものでございますが、令和9年8月以降の運用に変更があるのかは、現時点では示されておられません。

したがって、当広域連合としての令和9年8月以降の対応につきましては、今後の国の動向及び他の広域連合の状況を注視しながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○竹下議長 松村議員、引き続き質問はございますか。

松村議員。

〔12番 松村紘子君 登壇〕

○松村議員 令和9年8月以降の運用について、どのようになるか分からないということですが、しっかりと国の動向を注視していただきたいと思います。

国は、マイナ保険証への移行を進めていますが、マイナ保険証がなくても医療機関が受診できるように、資格確認書を全ての方にお届けする現在の職権交付について、令和9年8月以降も続けていただけることが望ましいと私は考えます。

しかしながら、事務的なコスト面からも、継続してずっと続けていくことというのは困難であるということも一定理解をしております。

そこで、今後、国の方針に沿って進んだ場合、マイナ保険証を推進し、資格確認書は希望者のみに交付する申請型に変わる可能性があると考えられます。申請型になった場合においても、資格確認書の全員への職権交付をやめる前に、被保険者の皆様に申請方法をお伝えするなど、必要な方に積極的に資格確認書が交付されるような取組が求められます。

そこで、大阪府の広域連合において、必要な方に資格確認書をお届けする取組について伺いをいたします。

○竹下議長 質問に対し理事者の答弁を求めます。

竹井資格管理課長。

〔資格管理課長 竹井芳紀君 登壇〕

○竹井資格管理課長 お答えいたします。

令和6年12月2日以降、被保険者証は廃止され、マイナ保険証の利用が基本とされております。当広域連合といたしましても、マイナ保険証の利用促進及び周知啓発に努めているところでございます。

一方で、マイナ保険証の利用が困難な方が受診の機会を失うということは避けなければなりません。マイナ保険証の利用登録をしている方に資格確認書を交付するためには、被保険者からの申請が必要とされております。したがって、1年間の資格確認書の職権交付を継続している間に、資格確認書を必要とする方が交付申請を行えるよう、申請の勧奨を実施する予定でございます。

資格確認書を必要とする方には資格確認書を交付し、マイナ保険証への移行が円滑に進むよう、広域連合として取り組んでまいります。

以上でございます。

○竹下議長 松村議員、引き続き質問はございますか。

松村議員。

〔12番 松村紘子君 登壇〕

○松村議員 最後になりますが、資格確認書へのニーズはまだまだ高いものと考えます。来年度8月から1年間の中で、交付申請方法について、継続して資格確認書を必要とする方が交付申請できるよう丁寧に周知していただきますことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○竹下議長 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 今回の定例会におきましては、上程議案につきまして原案のとおりご決定をいただき、厚くお礼申し上げます。

当広域連合におきましては、今後とも後期高齢者医療制度の安定的な運営に取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

て、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○竹下議長 これをもちまして、令和8年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を閉会いたします。

午後4時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 竹下 隆

署 名 議 員 松村 紘子

署 名 議 員 中原 健氏